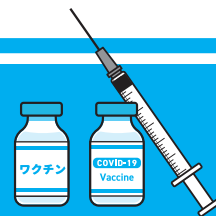


新型コロナワクチン



—3回目接種の安全性と効果—

※ 2022年1月26日時点の情報です。



3回目接種では、ファイザー社と武田/モデルナ社の2種類のワクチンを使用します。

当面、接種時期は2回目接種から約8カ月後を予定していますが、ワクチンの納入状況などを踏まえ前倒しに努めます。

なお、接種券は予約時の混雑を緩和するため、順次発送します。

3回目接種

安全性

3回目の接種後7日以内の副反応は、どちらのワクチンもおおむね1・2回目と同様の症状が見られました。

効果

3回目の接種をした人の方がしていない人よりも、新型コロナウイルスに感染する人や重症化する人が少ないと報告されています。

発現割合	ファイザー社 (3回目)	武田/モデルナ社 (3回目)
50%以上	疼痛(83.0%)、疲労(63.7%)	疼痛(83.8%)、疲労(58.7%)、頭痛(55.1%)
10~50%	頭痛(48.4%)、筋肉痛(39.1%)、悪寒(29.1%)、関節痛(25.3%)	筋肉痛(49.1%)、関節痛(41.3%)、悪寒(35.3%)、リンパ節症(20.4%)
1~10%	38度以上の発熱(8.7%) 腫脹(8.0%)、発赤(5.9%)、リンパ節症(5.2%)	38度以上の発熱(6.6%) 腫脹・硬結(5.4%)、紅斑・発赤(4.8%)

詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。



1・2回目接種と異なるワクチンで3回目接種した場合

安全性

3回目の接種後7日以内の副反応は、1・2回目と同じワクチンを接種しても、異なるワクチンを接種しても差はありませんでした。

効果

1・2回目接種でファイザー社ワクチンを受けた人が、3回目ファイザー社ワクチンを受けた場合と、武田/モデルナ社ワクチンを受けた場合のいずれにおいても、抗体価が十分上昇します。

3~4月限定 新型コロナワクチン無料送迎バスのご案内

火曜・木曜のみ運行

新十津川町役場⇄花月クリニック間で無料送迎バスを運行します。

乗車場所は役場前バス停です。

- ・途中下車不可
- ・予約不要
- ・片道約20分
- ・1台24~25人乗車可能

(行き) 新十津川町役場発	(帰り) 花月クリニック発
16:00 発	17:10 発
16:30 発	17:40 発
17:00 発	18:10 発

所得税の確定申告・住民税申告

所得税の確定申告

確定申告期限間近になると窓口が混雑しますので、早めに申告をしてください。

期間 2月16日(水)～3月15日(火)

場所 滝川税務署、住民課町税G

電子申告(e-TAX)

マイナンバーカードとスマートフォンをお持ちの方は、作成した申告書を「e-TAX」を利用して提出できます。

滝川税務署申告・相談受付時間

- ・ 申告受付 平日午前8時30分～午後5時
- ・ 相談受付 平日午前9時～午後4時

※申告会場への入場には、当日配布される「入場整理券」が必要です。
なお、国税庁のLINE公式アカウントから事前発行することができます。



△国税庁
公式LINE

住民税(町道民税)申告

確定申告が不要でも、住民税申告が必要な場合がありますので、住民課窓口で相談に対応します。3月15日(火)までに、役場1階の窓口の住民課町税Gにお越しください。

対象 令和4年1月1日時点で本町に住所のある方

期間 2月16日(水)～3月15日(火)

申告先 住民課町税G

○申告が必要な方

▽前年中に所得がなく、次の要件に該当する方

- ・ 所得証明書や課税証明書などの交付が必要な方
- ・ 国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されている方
- ・ 同一世帯内に、後期高齢者医療保険の加入者がいる方
- ・ 児童扶養手当の認定を受ける方
- ・ 保育料の決定を受ける方
- ・ 65歳以上の方で、介護保険料において町道民税非課税世帯の減免を受ける方

・ 国民年金保険料の免除などの申請をされる方

▽新たに住民税の各種控除(社会保険料控除、扶養控除、寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除など)を受ける、または適用を受けた各種控除を変更する方

▽公的年金などの収入の合計額が40万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方で、各種控除が反映されていない方。

○申告に必要なもの

- ・ 収入が分かる書類(源泉徴収票など)
- ・ 控除が分かる書類(各種保険料控除証明書、社会保険料納付額証明書、医療費明細書など)
- ・ 印鑑
- ・ マイナンバーカード など

○マイナンバー

申告の際、マイナンバーの記載と本人確認のため次のいずれかの原本提示または写しの提出が必要となります。

- ・ マイナンバーカード
- ・ マイナンバー通知カードと身元確認書(運転免許証など)

○申告が不要な方

- ・ 所得税の確定申告をする方
- ・ 給与所得のみを1カ所の事業所から受け、年末調整を済ませた方
- ・ 公的年金所得のみの方で、年金支払団体に申告をした各種控除に変更のない方

